

市第 149 号議案

横浜市立学校条例の一部改正

横浜市立学校条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年 2 月16日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市立学校条例の一部を改正する条例

横浜市立学校条例（昭和39年 3 月横浜市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表中

「横浜市立上菅田小学校」

を

「横浜市立上菅田笹の丘小学校」

に、

「横浜市立桜台小学校
横浜市立笹山小学校」

を

「横浜市立桜台小学校」

に改める。

別表の 5 の表中

横浜市立若葉台特別支援学校	横浜市旭区
横浜市立北綱島特別支援学校	横浜市港北区

を

横浜市立左近山特別支援学校	横浜市旭区
横浜市立若葉台特別支援学校	
横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校	横浜市港北区

に改める。

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。ただし、別表の5の表の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市立上菅田小学校及び横浜市立笹山小学校を新たに設置する横浜市立上菅田笹の丘小学校に統合する等のため、横浜市立学校条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市立学校条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

別表（第3条）

1 小学校

名 称	位 置
(省 略)	
(省 略)	横浜市保土ヶ谷区
<u>横浜市立上菅田笹の丘小学校</u> 横浜市立上菅田小学校	
(省 略)	
横浜市立桜台小学校	
<u>横浜市立笹山小学校</u>	
(省 略)	
(省 略)	

5 特別支援学校

名 称	位 置
(省 略)	
<u>横浜市立左近山特別支援学校</u>	横浜市旭区
横浜市立若葉台特別支援学校	
<u>横浜市立上菅田特別支援学校北綱島分校</u> 横浜市立北綱島特別支援学校	横浜市港北区
(省 略)	